

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年6月23日

株式会社レックスアドバイザーズ

代表取締役社長 岡村 康男

問合せ先： 取締役経営管理本部長 山中 昂

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人と企業の成長支援」という企業理念のもと、株主をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的な責任を果たすため、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営の透明性・公正性の向上を図り、経営環境の変化に迅速に対応し、全てのステークホルダーの利益に配慮のうえ、企業価値及び株主価値の最大化の実現に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡村 康男	390,000	45.94
森田 和彦	120,000	14.13
株式会社アドバンス	104,000	12.25
合同会社ASYC	80,000	9.42
株式会社NHパートナーズ	53,000	6.24
大谷 貴志	52,000	6.12
林 南平	25,000	2.94
茂田井 純一	12,000	1.41
石坂 健	8,500	1.00
レックスアドバイザーズ従業員持株会	3,000	0.35

支配株主名	岡村 康男
-------	-------

補足説明

合同会社ASYCは、当社代表取締役である岡村康男氏とその二親等内の親族により総持分の議決権の過半数が所有され、同氏の配偶者が代表社員を務める資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。また、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水上 亮比呂	他の会社の出身者											
林 南平	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水上 亮比呂	—	—	公認会計士の資格を有しており、監査法人において長年にわたる財務・会計領域における専門家として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映することで意思決定における適切性を確保する役割を果たすことが期待できることから、社外取締役を選任しております。
林 南平	—	—	投資会社の代表取締役として会社経営の実績があり、また、上場企業で社外取締役の経験を持っていることから、その豊富な経験と知識をもって、当社の中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役を選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役は、定期的に監査法人及び内部監査責任者とともに三様監査連絡会を開催しております。 三様監査連絡会では、監査役及び内部監査責任者より、それぞれの監査計画と実施状況並びに監査結果について報告を受け、相互に情報連携及び意見交換を実施することで監査品質の向上を図っております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
茂田井 純一	他の会社の出身者													
菅原 直美	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂田井 純一	—	—	公認会計士として財務、会計及び内部統制に関する高度な専門的知識を有しており、長年にわたる多数の企業の監査役としての経験によって、豊富な経験及び幅広い見識に基づいて、当社における監査の実効性を高めることができる人材として選任しております。
菅原 直美	—	—	弁護士資格保有者としての高度な専門的知識と弁護士勤務期間中の豊富な経験によって、法令を含む企業全体を客観的視点で見ることができ、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言等を期待して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役（退任した者を含む）、社外取締役、執行役員、従業員
-----------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度につきましては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、新株予約権を無償で付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりません。事業報告において、支給した取締役の人数と報酬総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>当社の役員報酬は、安定的なキャッシュ・フローの創出及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する水準とする。</p> <p>役員報酬の決定に際しては、客観的・透明性を確保することを基本方針とする。</p> <p>(2) 報酬構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行取締役の報酬等は、月額報酬、役員賞与により構成する。 ・非執行である社外取締役の報酬は、独立した立場から客観的に当社経営を監督する役割を考慮し、月額報酬により構成する。 <p>(3) 算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役の報酬は、他社の水準、経営環境等を鑑み、別表「取締役報酬」を設定する。 ・役員賞与については、経営目標達成のインセンティブとして、業績向上への役員の貢献意欲を高めるため、当期並びに翌期の営業利益及び当期純利益予算への影響を加味したうえで、業務執行取締役に月額報酬の原則1ヶ月分を3月に支給することがある。ただし、著しい業績の好転があった場合は増額することがある。 <p>(4) 決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額報酬と役員賞与の報酬決定プロセスについては、別表の範囲内で、取締役の職務及び会社の業績の状況を勘案して、社外取締役及び社外監査役を含む取締役会において審議・決定する。 ・役員賞与の支給については、支給月の前月の取締役会で審議・決定する。 ・役員賞与の支給条件は、賞与支給額を加味しても営業利益及び当期純利益予算を下回らないこととする。また、支給総額が営業利益実績の10%を超えていないこととする。 ・透明性・公平性の観点から代表取締役に報酬の決定権限を再一任は行わない。 ・別表は、収益規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営環境等を鑑み、適宜見直すものとする。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>取締役会等の重要会議については、十分な審議をいただくために資料の事前配付を行っております。</p> <p>社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定が行われるようサポートしております。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役社長が議長を務め、取締役経営管理本部長、取締役HR事業本部長、社外取締役2名で構成されております。

取締役会では、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には監査役3名も出席し意見陳述を行っており、常に取締役の業務執行に関する監査が行われております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役が議長を務め、社外監査役2名で構成されております。

監査役会では、監査計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認めた事項について協議の上、決定しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

また、監査役は、取締役会及びその他の社内会議に出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

(3) 経営執行会議

当社の経営執行会議は、代表取締役が議長を務め、取締役経営管理本部長、取締役HR事業本部長、常勤監査役、各部室の責任者をもって構成されております。

経営執行会議では、各部門より業務状況の共有を行うとともに、経営に関する重要事項について協議を行っております。また、取締役会付議事項の事前審議等も行っており、一定の業務執行に係る意思決定を行っております。

(4) リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスク管理体制の整備を推進し、運用を評価するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。取締役経営管理本部長が委員長を務め、代表取締役、取締役HR事業本部長、常勤監査役、各部室の責任者をもって構成されております。

リスク・コンプライアンス委員会では、リスクの識別・分析・評価及びその予防と対応策の検討、内部統制評価を含む内部監査の実施状況の把握、不祥事・トラブルに対する迅速な対応及び状況の包括的な把握及び法令等の遵守及びリスク回避への啓発・教育等を行っております。リスク・コンプライアンス委員会は、4ヶ月に1回以上開催しております。

(5) 監査法人

当社は、有限責任人パートナーズ総合監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。また、会計上の課題についても適宜協議を行い、適切な会計処理に努めております。監査役と内部監査部門(1名)は、定期的に監査法人に監査結果を共有し、意見交換を行っております。

(6) 内部監査

当社の内部監査については、主にコンプライアンス室が「内部監査規程」及び「業務分掌規程」に基づき、内部監査を実施しており、コンプライアンス室の内部監査については、経営管理

本部長がクロス監査を実施しております。内部監査では、当社の業務活動が会社の方針や計画、法令・定款並びに諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたかを検証、評価及び助言していくことにより、コンプライアンス体制の充実及び業務活動の改善向上を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業規模等を鑑み、迅速な意思決定・業務執行の強化を図るとともに、取締役会の監査・監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を図ることができるものと判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた開催日の設定に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	上場後の株主の状況に鑑み、英文化して提供することを検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーを掲載する予定であります。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後の導入に向けて努力いたします。	なし

海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内にIR 専用ページを開設し、発行者情報、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当)の設置	情報取扱責任者を管理部門管掌取締役とし、人事総務部が情報開示担当部署となりIR 活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」において、投資者に対して公平な情報開示を行い、投資者との積極的な対話を目指すため、重要情報の公表等の対応方法について定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーの皆様に対して、透明性、公平性、継続性を基本に、貴取引所の定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。</p> <p>(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>a. 取締役及び従業員は、「コンプライアンス規程」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し高い企業倫理を確立し、コンプライアンスリスクについてはリスク・コンプライアンス委員会において対策を講じる。</p> <p>b. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回以上開催する取締役会において、経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行について監視・監督を行う。</p> <p>c. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行い、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。</p> <p>d. 取締役及び従業員は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実</p>
--

を発見した場合、「内部通報制度運用規程」に基づき速やかに通報し、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、常勤監査役へ報告し対策を講じる。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

- e. 内部監査責任者は、「内部監査規程」に基づき各部門の事業活動の監査を実施し、法令、定款及び社内規則の遵守状況を検証し、当該監査結果を代表取締役へ報告し、適宜改善事項の是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款、「文書管理規程」「個人情報保護マニュアル」「情報セキュリティ管理規程」ほか社内規則に従い、管理部門を掌握する取締役を担当役員とし、保存及び管理を適正に実施する。
- b. 取締役又は監査役が求めたときは、いつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営上のリスクを識別及び総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
- b. 各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
- c. 内部監査責任者は、リスク管理の実施状況について事業活動の監査を継続的に行い、内部監査の集計結果は取締役会に報告する。
- d. 当社全体に影響が及ぶような重大な事案が発生した場合には、「BCP（事業継続計画）」に基づき対策本部を設置し、対応を進める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく中期経営計画及び年度経営計画を策定する。
- b. 当社は、月1回の定例取締役会において、目標達成状況をレビューし、目標達成を阻害する要因を迅速に排除することにより目標達成の確度を高め、業務の効率化を実現する。
- c. 取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- d. 当社は、職務の執行が効率的に行なわれることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営執行会議を月1回以上開催し、各部門からの報告を通じて個別経営課題を実務的な観点から協議し、遂行する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の従業員から監査役補助者を任命することができる。
- b. 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定及び評価については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確

保するための体制

- a. 当社の取締役及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- b. 監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等を提供し、報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
- c. 当社は、前二項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

(7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、必要な監査費用又は債務を各監査役からの申請に基づき前払いや事後の精算等により会社が支払うものとする。

(8) その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

- a. 監査役は、当社の取締役会、経営執行会議、リスク・コンプライアンス委員会その他経営に関する重要な会議に出席し、意見を述べ、必要な勧告を行う。
- b. 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換を行い、必要があると認めるときは改善等を求める。
- c. 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、自らの監査の適正性と実効性の向上に努める。
- d. 監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- a. 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」に則り、断固として反社会的勢力との関係を遮断する。
- b. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、健全な会社経営及び反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、不当な要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規程の整備状況

当社は、当社の役員及び従業員が、反社会的勢力に関与し又は利益を供与することを防止するた

め、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

b. 対応部門及び責任者

当社は、反社会的勢力への対応部門を経営管理本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する責任者を経営管理本部長としております。

また、反社会的勢力に関する管理手続き及び反社会的勢力による不当要求への対応について、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社調査マニュアル」を制定しております。

c. 反社会的勢力の調査等

新規取引先、株主、役員、及び従業員については、外部調査機関を利用し事前に反社チェックを行っております。継続取引先についても、年に1度反社チェックを実施しております。

さらに、取引先との間で締結する契約書等については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を定めることとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

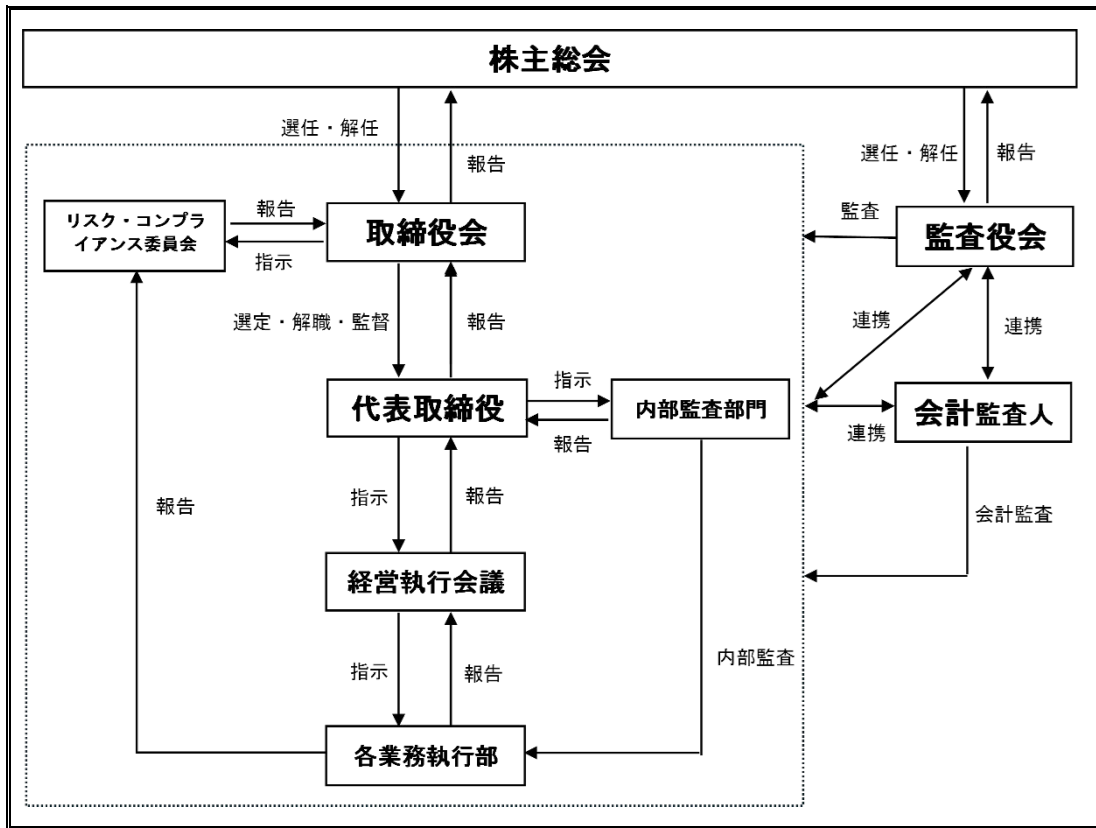
該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策は導入しておりません。また、今後においても導入する予定はありません。

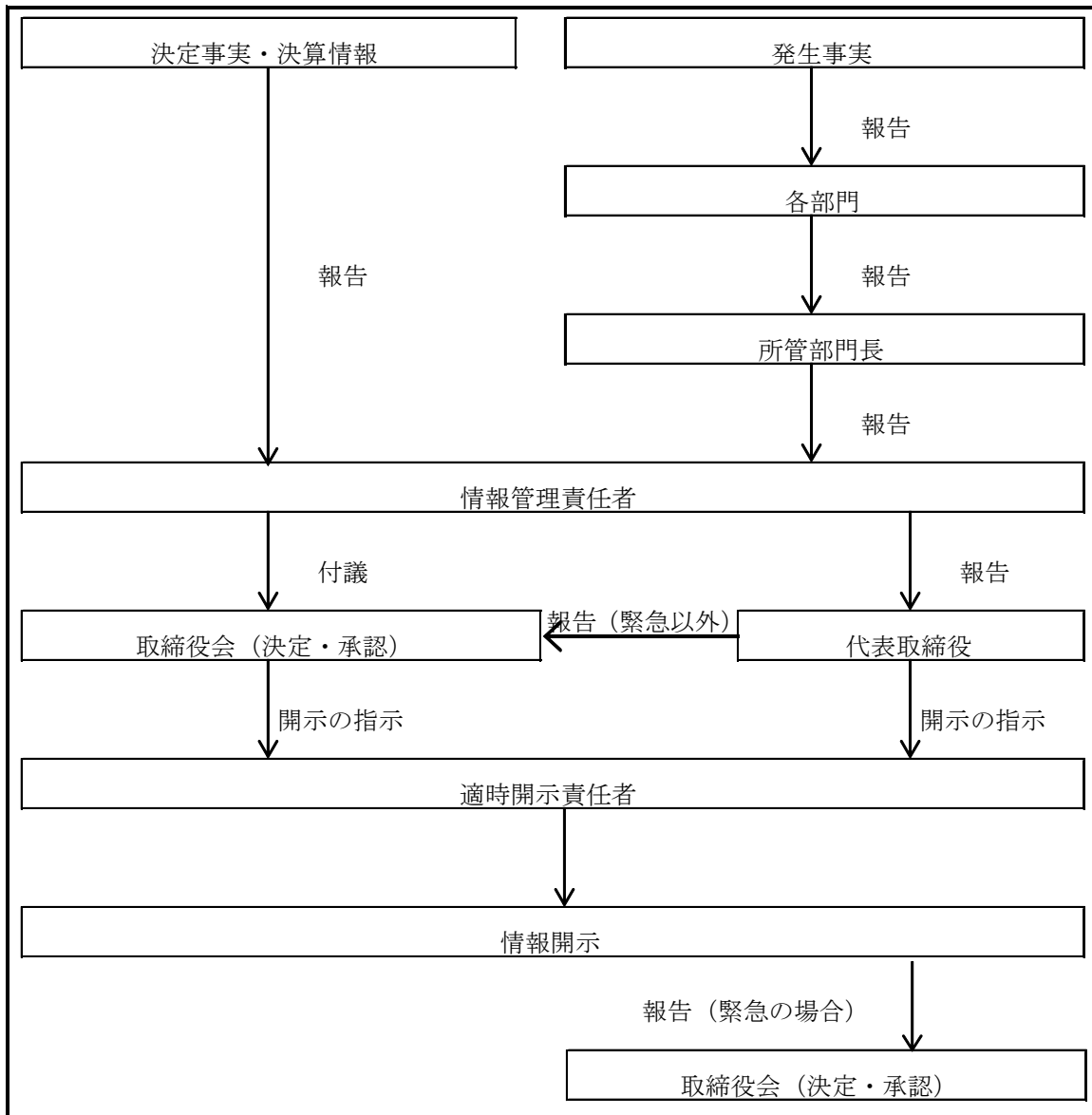
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上